

◆審議事項③

条	条文（第3回審議会提示時）
（人権救済のための支援）	市は、差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、国や県その他関係機関、市民及び事業者と連携し、相談の実施、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

<これまでの経緯>

○第3回審議会前での意見

- ・人権救済のための支援について検討いただきたい。（丸亀市参照）

<丸亀市人権を尊重し多様性を認め合うまちを実現する条例>

（人権救済のための支援）

第9条 市は、差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、国その他関係機関、市民及び事業者と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- ・「人権救済のための支援」の条文追加

差別や人権侵害の被害者に対する支援が必要。部落差別解消推進法をはじめ個人権法では「相談体制」の充実が求められており、被害者救済のための行政の支援が求められている。

（案）市は、差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、国や県その他関係機関、市民及び事業者と連携し、相談の実施、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

○第3回審議会での意見

- ・現行の法律や条例でカバーできるものがあるはず。まずはその部分を整理することが大事。条例1つで全ての人権をカバーするような見方や考え方が怖い。

○素案その2作成時

- ・「人権救済のための支援」の条文追加をするかどうか審議途中であったため掲載せず。

◎第4回審議会前の意見

- ・「人権救済のための支援」の条文追加

（案）「市は、人権尊重のまちづくりを進める上で、不当な差別による人権侵害の被害者救済を図るため、国や県その他関係機関、市民及び事業者と連携し、相談の実施、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。」

【理由】差別や人権侵害の被害者に対する支援が必要。部落差別解消推進法をはじめ個人権法では「相談体制」の充実が求められており、被害者救済のための行政の支援が求められている。

<審議事項>

1. 第4回審議会前の意見聴取で、改めて「人権救済のための支援」の条文追加の意見があった。

よって、「人権救済のための支援」の条文を追加するか。